

## 期間入札の公告

令和 8年 5月12日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定本和也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 8年 6月 4日から 令和 8年 6月10日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 8日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月18日から 令和 8年 6月19日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 徳島市北沖洲三丁目                        |
|   | 地 番   | 171番4                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 99.98平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 徳島市北沖洲三丁目 171番地4                 |
|   | 家屋 番号 | 171番4                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                       |
|   | 床 面 積 | 1階 39.74平方メートル<br>2階 40.57平方メートル |



## 徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

## 物件明細書

令和 8年 4月16日  
徳島地方裁判所民事部  
裁判所書記官 定本和也

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号1, 2】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 徳島市北沖洲三丁目  
地 番 171番4  
地 目 宅地  
地 積 99.98平方メートル
- 2 所 在 徳島市北沖洲三丁目 171番地4  
家屋 番号 171番4  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 39.74平方メートル  
2階 40.57平方メートル



令和8年(ケ)第9号  
令和8年3月5日受理  
令和8年3月31日提出



## 現況調査報告書

徳島地方裁判所  
執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 徳島市北沖洲三丁目                        |
|   | 地 番   | 171番4                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 99.98平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 徳島市北沖洲三丁目 171番地4                 |
|   | 家屋 番号 | 171番4                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                       |
|   | 床 面 積 | 1階 39.74平方メートル<br>2階 40.57平方メートル |



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (破産者 A 破産管財人)	<p>1 私は破産者 A の破産管財人として受命していますが、物件 1・2 については現時点で破産財団から放棄しておらず、同物件は破産財団を構成しています。</p> <p>2 なお、物件自体に関することは、直接 A から聴き取ってください。</p>
A (破産開始前の債務者兼所有者)	<p>1 物件 1 土地は宅地造成された一画を購入したものであり、隣接地との間で境界に関する紛争は生じていません。</p> <p>2 建物内部に残置している物品は私や家族の物ばかりであり、他人の所有物は置いていません。</p> <p>3 建物内で犬や猫などの動物を飼育したことはありません。また、雨漏りやシロアリ被害はないと思っています。</p> <p>4 ただし、建物の外側のサイディングの角が一部傷んでいます。雨水が中に染み込んだのではないかと思います(写真3)。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 3 枚目)

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件1土地の地上に物件2建物(2階建)が築造されている。なお、物件2建物は登記上平成8年3月新築の物件である。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件1土地は、上記のとおり、その全面が物件2建物が存立するためにその敷地として使用され、占有されている。
- ・ 物件2建物は、所有者によって占有(空家)されている。なお、その占有関係の詳細は(2枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件1土地につき、法務局には不動産登記法第14条第1項の地図が存在し、同地図には現地復元力がある。また、現況目視上もその範囲は比較的明瞭である。

【接道等】

- ・ 物件1土地は、その東側が舗装市道に接面しており、接面付近での幅員は約4mである。なお、本件土地は、都市計画法上の市街化区域に位置している。

【土地の状況】

- ・ 物件1土地は、その全面が物件2建物の敷地として利用されているが、その南東側にはカーポートが設置されており自動車を2台程度駐車させることができる(写真2)。

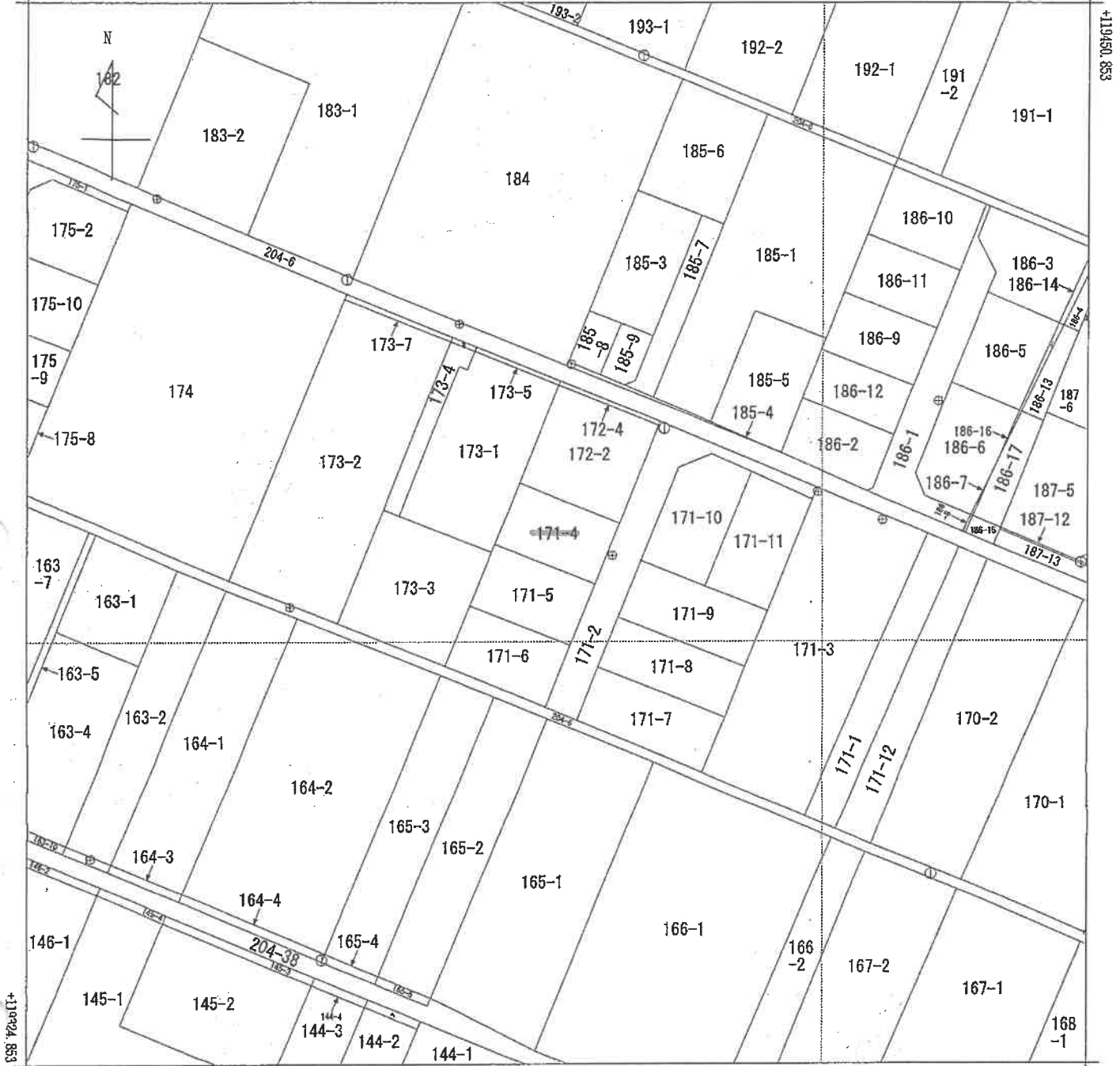
【建物の状況】

- ・ 物件2建物は登記上平成8年新築の物件であるところ、相応の経年劣化が認められる。
- ・ 写真3に示す部分(ベランダ北東角の外側)では、外壁材が腐食し黒ずんでいるのが見られる。この点、同部分の上部にある笠木継ぎ目にコーキング材による簡易補修跡が確認できることから、同部分から雨水が入ったのではないかと推測されるが、内部の損傷が解消しているかどうかは不明である。
- ・ 建物外壁の継ぎ目に使用されたコーキング材が、全体的に劣化しているものと認められる。建物内部では、内壁の汚れ、床材の傷みなどが確認できる。
- ・ 浴室及び脱衣室では、カビ等による汚れが目立った(写真8、9)。なお、外観目視としては、顕著な雨漏り跡は確認されなかった。
- ・ 本件建物は空家になっているが、建物内部には家財道具が多数残置されているので、この点注意を要する(写真4、5、12)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月5日 (木) 8:35 - 8:45	当庁	徳島市役所に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和8年3月18日 (水) 13:35 - 14:29	目的物件所在地	立入調査(物件調査) (立会人の立会い)
令和8年3月18日 (水) 14:49 - 15:01	徳島市	接道、公法上の規制その他の調査
令和8年3月25日 (水) 14:14 - 14:21	携帯電話	A から聴取調査
令和8年3月30日 (月) 15:09 - 15:12	携帯電話	B から聴取調査
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項) 令和8年3月18日の立入調査には、立会人を立ち会わせて上で手続を実施した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+100706.179 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出  
 北沖洲3丁目

請求分	所在 徳島市北沖洲三丁目				地番	171番4			
出力尺	1/500	精度区	甲二	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	平成31年2月22日			備付年月日(原図)	平成31年3月1日		補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日  
 徳島地方務局

請求番号：3-1  
 (1/1)

登記官

A3 → A4 に縮小

公用

( 6 枚目)

登記年月日：平成31年3月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和8年3月5日 徳島地方建設局 登記官

(7枚目)

地積測量図

地番 171-4  
土地の所在 徳島市北沖洲三丁目

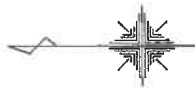
83 ㊦

座標求積表

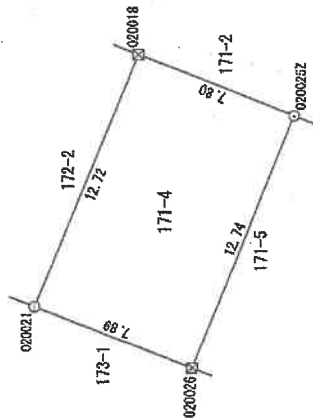
地番	171-4	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$	距離
測点					
020021		119393.882	100764.262	254127.468764	12.72
020018		119389.075	100776.041	-1215258.278419	7.80
020025Z		119381.823	100773.147	-254149.876734	12.74
020026		119386.553	100761.317	1215080.721703	7.89
			倍面積	-199.964686	
			面積	99.9823430	
			地積	99.98	m <sup>2</sup>

基準点一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
83	119418.014		100743.756	
84	119400.296		100781.275	
204	119384.374		100830.519	
210	119347.232		100812.876	



83 ㊦



境界点	境界線の種類	基準点の種類
㊦	境界線	基礎点
㊦	金属プレート標	街区三角点
㊦	鉄釘	街区多角点
㊦	石杭	街区多角点節点
㊦	木杭	3級基準点
㊦		4級基準点
㊦		4等三角点

A 3 → A 4 に縮小

測量年月日 平成30年11月1日  
座標系 世界測地系 IV (4) 系

(単位：メートル)

縮尺 1 / 250

計画機関

作業機関

登記年月日：平成8年3月28日

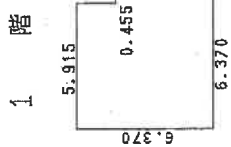
838

各階平面図

家屋番号 171番4

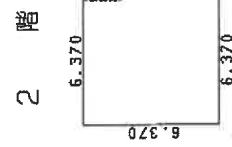
建物図

建物の所在 徳島市北沖洲3丁目171番地4



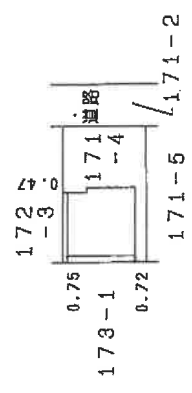
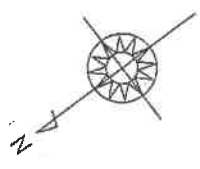
求積表

6.370 X 5.915	=	37.678550
4.550 X 0.455	=	2.070250
合計		39.748800
床面積		39.74 m <sup>2</sup>



求積表

6.370 X 6.370	=	40.576900
床面積		40.576900
		48.57 m <sup>2</sup>



A3→A4に縮小

昭和8年3月28日 平成

製作者

申請人

縮尺 1/500

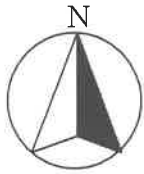
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日 徳島地方建設局

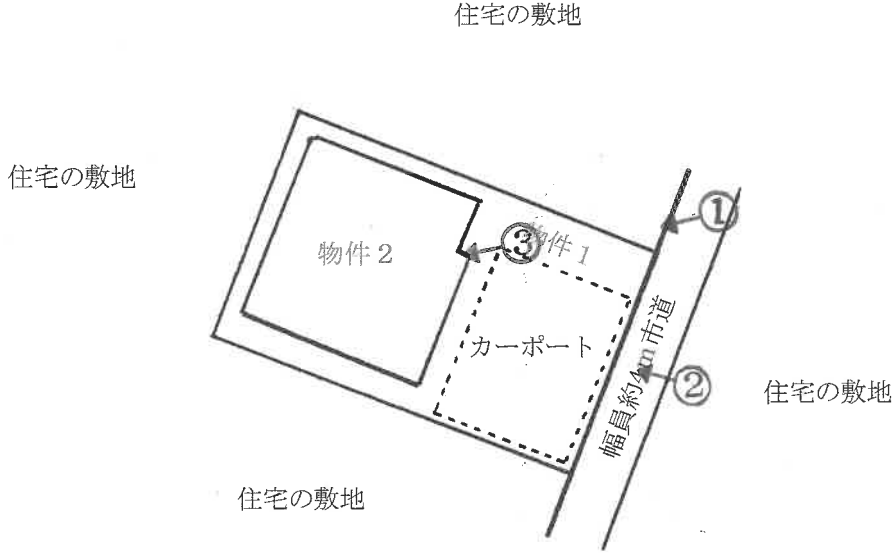
登記官

(8枚目)

土地建物  
位置関係図

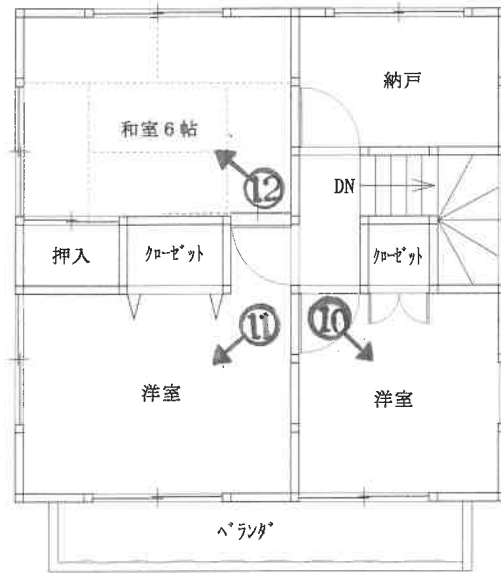
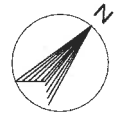


S ≒ 1 / 2 5 0

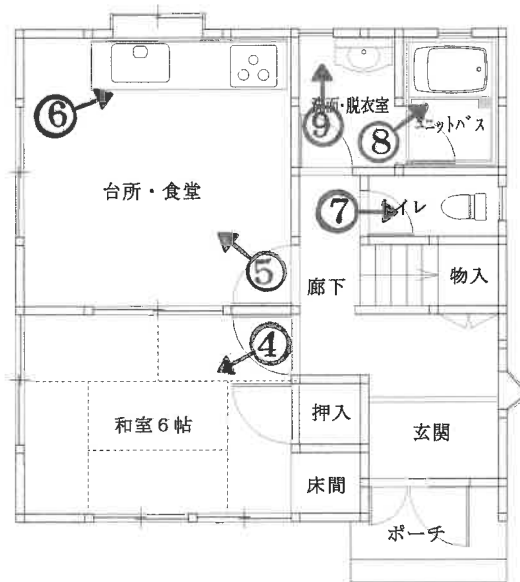


※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、境界、建物の位置等を確定するものではありません。

建物間取り図



2 階 平 面 図      S=1/100



1 階 平 面 図      S=1/100

1



2



( 11 枚目)

3



4



( 12 枚目)

5



6



( 13 枚目)

7



8



( 14 枚目)

9



10



( 15 枚目)

11



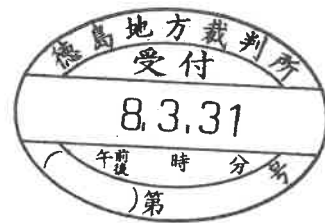
12



( 16 枚目)

令和 8 年 (ケ) 第 9 号  
令和 8 年 3 月 18 日 現地調査  
令和 8 年 3 月 31 日 評 価

徳島地方裁判所 御中



# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
阿 部 祐 一 郎

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,930,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,330,000 円
物件2(建物)	金 1,600,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	徳島県徳島市北沖洲3丁目 171番4 宅地 99.98㎡	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	徳島県徳島市北沖洲3丁目 171番地4 171番4 居宅 木造スレート葺2階建 1階 39.74㎡ 2階 40.57㎡ 延 80.31㎡	
番号	特記事項		
	特になし		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR高徳線「徳島」駅の東方・道路距離約4,830m 最寄バス停「中央市場北口」の北方・道路距離340m	
付近の状況	目的物件は、徳島市東部の北沖洲地区に存する分譲住宅団地の一面である。周辺は、農地も残存する中、一般住宅、アパート、事業所等が見られる状況である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% なし 特になし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 街路との高低 その他	99.98㎡ 約7.8m・約12.7m ほぼ長方形 平坦 中間画地 ほぼ等高 特になし
接面道路の状況	東辺が幅員約4m舗装市道（北沖洲3丁目北4号線、建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）に接面する。	
土地の利用状況等	当物件の利用状況：物件2の敷地 隣地の状況：北側…住宅 南側…住宅 東側…道路を介して住宅 西側…住宅 その他：特になし	
供給処理施設	上水道 あり(引込あり) 都市ガス あり(引込あり) 下水道 あり(引込あり)	※前面道路に口径50mmの本管あり
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	該当しない	
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。	

<p>土壌汚染の有無</p>	<p>昭和45年及び同55年の住宅地図等に基づく地歴調査によれば、目的物件付近は、農地であった土地が宅地開発され、以後現在の住宅団地になっているものと思料される。以上、本件調査の範囲では、土壌汚染が存在する可能性は低いと推察されるが、確定的には専門業者による土壌調査を要する。</p>
<p>ハザードマップ</p>	<p>徳島市洪水・高潮ハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に含まれている。</p>
<p>特記事項</p>	<p>◇物件1の範囲について</p> <p>物件1には法務局備付の法第14条地図及び地積測量図が存するため、当資料との照合及びこれに基づく現況概測に基づき物件1の範囲を特定した。北西角、北東角、南西角及び南東角にはそれぞれ境界標が存するほか、周縁は道路及び塀によって区画されており、当該範囲は明瞭である。</p>

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主たる建物(家屋番号171番4)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載):平成8年3月22日新築 経過年数:30年 経済的残存耐用年数:0年
仕 様	構造:木造 屋根:スレート葺 外壁:防火サイディング 内壁:ビニールクロス等 天井:ビニールクロス、合板等 床:フローリング、畳等 設備:電気、給排水、衛生等 その他:特になし
床面積(現況)	公簿床面積に同じ(増改築はない)
現況用途等	現況用途:居宅 間取り:別添「間取図」参照
品 等	普通程度
保守管理の状態	普通程度
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材(成形板等)が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特記事項	<p>◇ベランダ北東角の外壁材が腐食して黒ずんでいる。なお、当該上部の笠木継ぎ目にコーキング材で簡易補修した跡があることから、同付近で水漏れが生じていたのではないかと推測されるが、現状において当該不具合が解消されているか否かは不明である。</p> <p>◇外壁の継ぎ目に施されたコーキング材は全体的に劣化している。</p> <p>◇内部は内壁クロスの変色、汚れ、床のキズ等全体的に使用に伴う経年劣化が認められる。また、浴室の床はカビの発生が目立つ。</p> <p>◇外観目視の限り、雨漏りは特に生じていないと思われる。</p> <p>◇その他建物に付随する各種付帯設備については競売手続きにおいて動作確認ができないので、正常に作動するか否かは不明である。</p> <p>◇徳島市建築指導課からの回答によれば、物件2は、H7年11月29日付で建築確認(第1395号)を、H8年3月19日付で完了検査(第424号)をそれぞれ実施済である。</p>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	38,400	1.00	99.98	0.99	3,801,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 徳島(県)-19

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $43,800\text{円}/\text{m}^2 \times 99.9 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 114 = 38,400\text{円}/\text{m}^2$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：標準的であり格差なし。

◇ 地域格差：街路条件+4%、環境条件+10% 計(相乗積) +14%

イ 個別格差：標準的であり格差なし。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	160,000	80.31	0.03	385,000

ウ 現価率

既に経済的耐用年数を満了した老朽建物であり、3%の残存価値のみ認定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	3,801,000	0.50	法定地上権	1,901,000

#### イ 土地利用権等割合

建物の規模、位置等を総合的に勘案して、物件2が有する敷土地利用権の及ぶ範囲を物件1全体と認定した。このうえで、物件1上に法定地上権が成立する場合の割合を建付地価格に対して50%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) (1①オ、1②サ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) (2①ウ)イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	3,801,000	-1,901,000	/	1.00	0.70	1,330,000
2	385,000	+1,901,000	1.00	1.00	0.70	1,600,000
一括価格(合計)						2,930,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価調査価格 徳島(県)-19

所 在 : 徳島市北沖洲4丁目221番3

価 格 : 43,800円/㎡

位 置 : 物件1の北東方約160m (直線距離)

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 155㎡

供給処理施設 : 水道、下水、ガス

接 面 街 路 : 南西側幅員約4m市道

用 途 指 定 等 : 市街化区域内準工業地域  
(指定建ぺい率60%、指定容積率200%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に事業所等が見られる住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 法第14条地図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面及び各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取り図

以 上

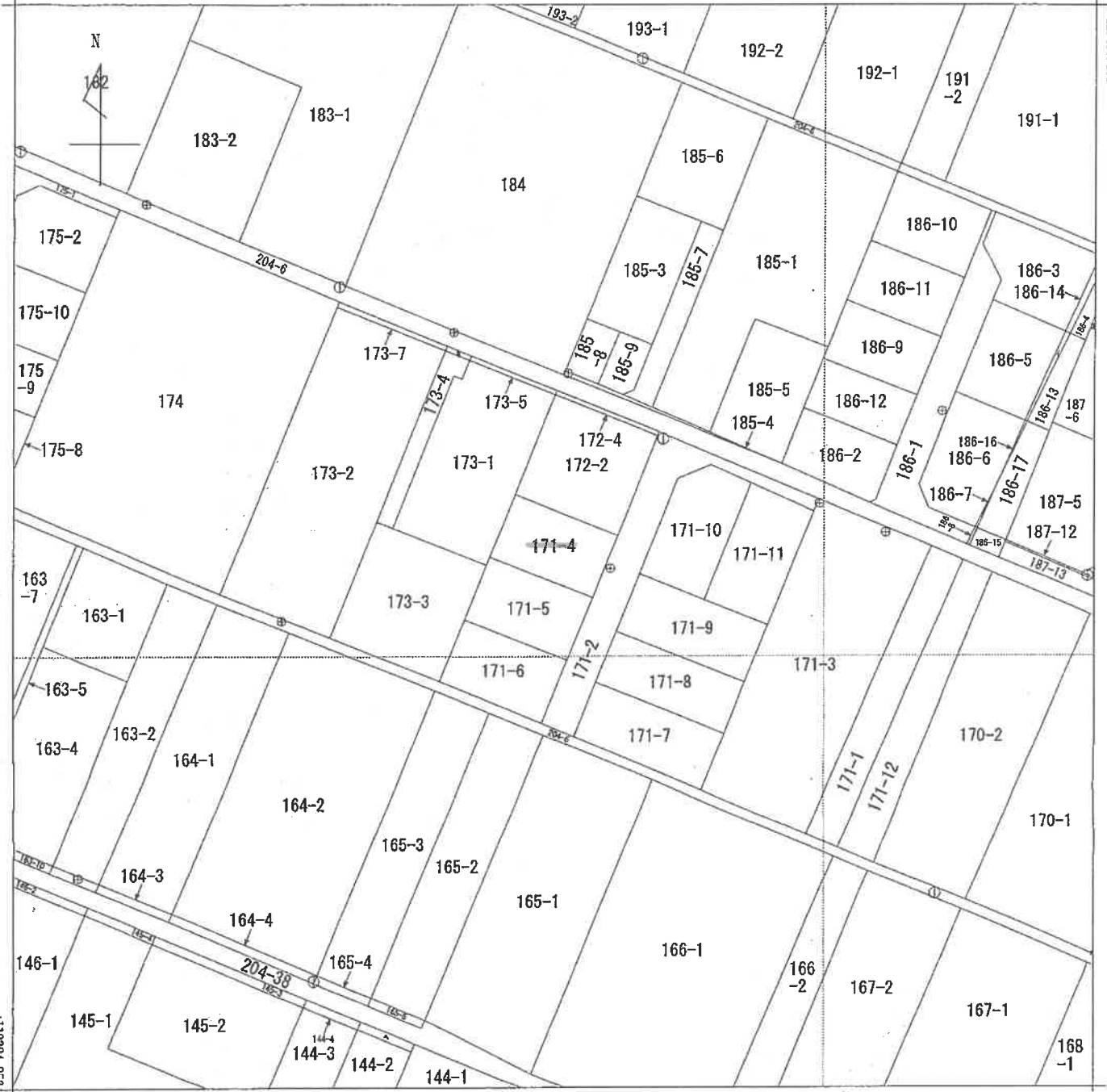
# 位置図



目的物件1.2

地価調査基準地

出典：国土地理院地図（電子国土web）を元に作成



+100706.179 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出  
北沖洲3丁目

請求部分	所在 徳島市北沖洲三丁目				地番	171番4				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	平成31年2月22日			備付年月日(原図)	平成31年3月1日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日  
徳島地方務局

請求番号：3-1  
(1/1)

登記官

A 3 → A 4 に縮小

公用

登記年月日：平成31年3月1日

令和8年3月5日 徳島地方方法務局 登記官

# 地積測量図

地番 171-4  
 土地の所在 徳島市北沖洲三丁目

83 ㊦

座標求積表

地番	171-4		$(X_{n+1} - X_n) Y_n$		距離
測点	$X_n$	$Y_n$	$(X_{n+1} - X_n) Y_n$		
020021	119393.882	100764.262	254127.468764		12.72
020018	119389.075	100776.041	-1215258.278419		7.80
020025Z	119381.823	100773.147	-254149.876734		12.74
020026	119386.553	100761.317	1215030.721703		7.89
		倍面積	-199.964886		
		面積	99.9823430		
		地積	99.98		㎡

基準点一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
83	119418.014		100743.756	
84	119400.296		100781.275	
204	119384.374		100830.519	
210	119347.232		100812.876	

A 3 → A 4 に縮小

測量年月日 平成30年11月1日  
 座標系 世界測地系 IV (4) 系

作業機関

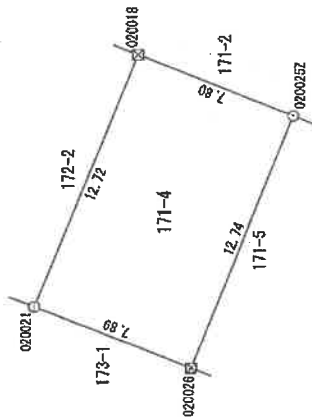
計画機関

縮尺 1 / 250

(単位：メートル)



84 ㊦



境界線の種類	
⊕	金属プレート標
⊙	金 属 界 点
⊖	計 算 界 点
⊗	プラスチック杭
⊘	コンクリート杭
⊙	鉄 杭
⊚	石 杭
⊛	木 杭

基準点の種類	
▲	基準点
●	街区三角点
●	街区多角点
▽	街区多角点節点
○	3級基準点
△	4級基準点
△	4等三角点

登記年月日：平成8年3月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日

徳島地方事務所

登記官

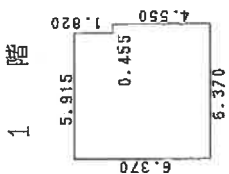
請求番号：3-3

### 各階平面図

家屋番号 171番4

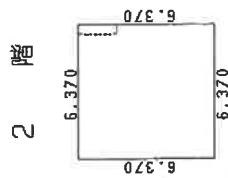
建築物図

建築物の所在 徳島市北沖洲3丁目171番地4



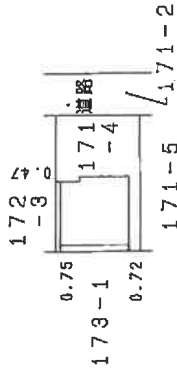
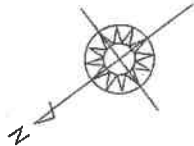
#### 求積表

6.370 X 5.915	=	37.678550
4.550 X 0.455	=	2.070250
合計		39.748800
床面積		39.74 m <sup>2</sup>



#### 求積表

6.370 X 6.370	=	40.576900
床面積		40.57 m <sup>2</sup>



A 3 → A 4 に縮小

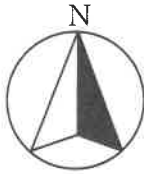
昭和8年3月28日  
平成

製作者

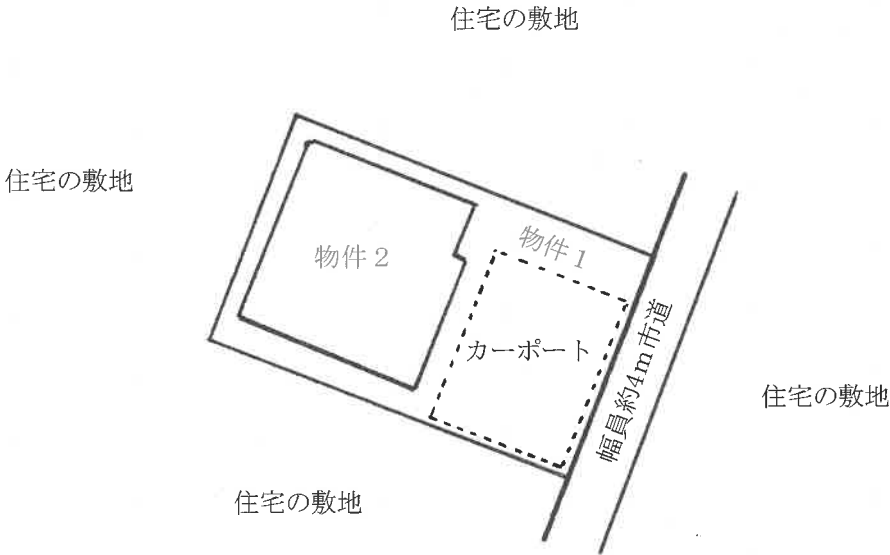
申請人

縮尺 1/500

土地建物  
位置関係図

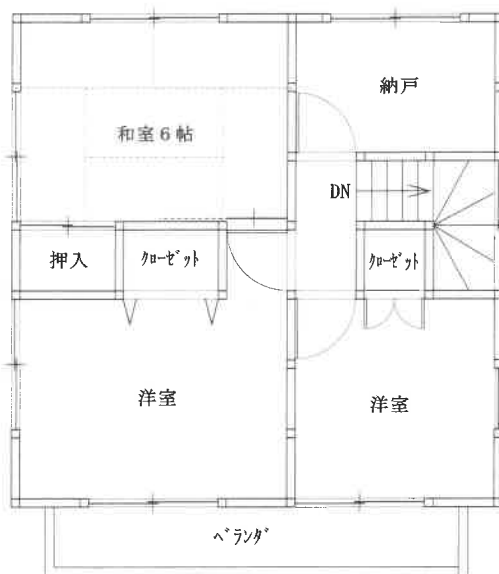
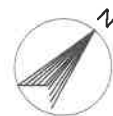


S ≒ 1 / 250

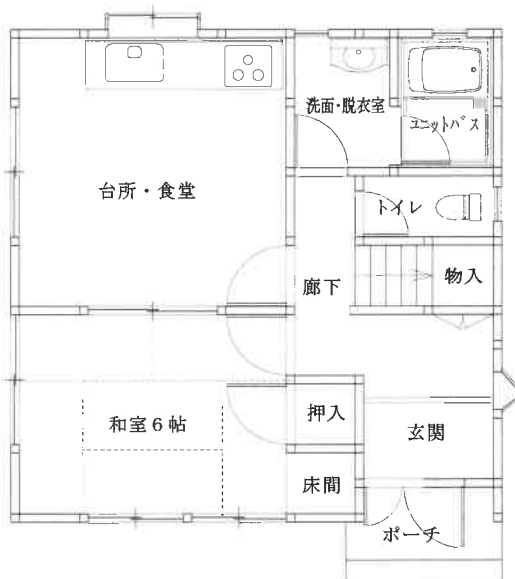


※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、境界、建物の位置等を確定するものではありません。

# 建物間取り図



2 階 平 面 図      S=1/100



1 階 平 面 図      S=1/100